

議案第 27 号

財産の無償貸付について（飛騨市東町コミュニティーセンター敷地）

次のとおり財産を無償貸付する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 土地 |
| 2 | 所在及び数量 | 飛騨市神岡町東町 3 2 5 番地 1 ほか 1 5 筆
宅地 9 7 2 . 7 7 平方メートル |
| 3 | 貸付の相手方 | 飛騨市神岡町 XXXXXXXXXX
東町区
区長 十松 昭英 |
| 4 | 貸付の理由 | 地域活動の活性化を図るため、東町区へ飛騨市東町
コミュニティーセンターを無償譲渡することに合わせ
て、同施設敷地を同相手方へ無償貸付する。 |

5 貸付の期間

令和5年4月1日から5年間とする。ただし、市又は貸付の相手方が、貸付期間の満了の日の6月前までに更新をしない旨の通知を行わない場合は、更に1年間貸付期間を延長するものとし、その後の期間満了についても、同様とする。

貸付財産の表示

(単位：㎡)

所在	面積 (全体)	面積 (市所有)	面積 (無償貸付)
飛騨市神岡町東町字上八町325番地1	389.75	204.23	185.52
飛騨市神岡町東町字上八町325番地7	104.81	54.92	49.89
飛騨市神岡町東町字上八町326番地5	33.05	17.32	15.73
飛騨市神岡町東町字上八町328番地1	479.00	251.00	228.00
飛騨市神岡町東町字上八町328番地3	26.00	13.62	12.38
飛騨市神岡町東町字上八町328番地5	26.55	13.91	12.64
飛騨市神岡町東町字上八町329番地1	175.00	91.70	83.30
飛騨市神岡町東町字上八町329番地4	46.06	24.13	21.93
飛騨市神岡町東町字上八町330番地1	191.00	100.08	90.92
飛騨市神岡町東町字上八町330番地4	60.98	31.95	29.03
飛騨市神岡町東町字上八町331番地2	29.75	15.59	14.16
飛騨市神岡町東町字上八町331番地3	32.72	17.15	15.57
飛騨市神岡町東町字上八町331番地8	4.23	2.22	2.01
飛騨市神岡町東町字上八町332番地1	353.00	184.97	168.03
飛騨市神岡町東町字上八町332番地2	77.52	40.62	36.90
飛騨市神岡町東町字上八町332番地5	14.21	7.45	6.76
計	2043.63	1070.86	972.77